

令和元年度 第2回鴨川市水道事業運営委員会次第

日 時 令和元年8月9日（金）午後4時00分

場 所 鴨川市水道局 1階 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

1. 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
2. 平成30年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
3. 平成30年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について

4 その他

5 閉 会

鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年
期間：自 平成31年4月1日
至 令和3年3月31日

氏 名	職 名	備 考
鈴 木 美 一	市 議 会 議 員	
福 原 三 枝 子	〃	
梶 恵 子	識見を有する者	
中 村 康 仁	〃	
高 梨 俊 和	〃	
田 仲 重 郎	〃	
和 泉 良 史	〃	

議案第 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 第 7 条第 1 項の指定の更新をするとき 1 件につき 15,000 円

第 37 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

平成 30 年 12 月 12 日に公布された水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）が令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （１） 指定給水装置工事事業者について 5 年ごとに指定の更新を受けなければならないこととされたため、その更新に係る手数料を定める。
- （２） その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

鴨川市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
（手数料） 第 34 条 手数料は、次の各号の区分により当該各号に定める額を徴収する。 （１）・（２） 略 （新設） <u>（３）～（８）</u> 略 （給水装置の基準違反に対する措置）	（手数料） 第 34 条 手数料は、次の各号の区分により当該各号に定める額を徴収する。 （１）・（２） 略 <u>（３） 第 7 条第 1 項の指定の更新をするとき 1 件につき 15,000 円</u> <u>（４）～（９）</u> 略 （給水装置の基準違反に対する措置）

第 37 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 略

第 37 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 略

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

平成 30 年 度

鴨 川 市 水 道 事 業

決算報告書及び事業報告書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

鴨 川 市

目 次

平成30年度 鴨川市水道事業決算報告書

決算報告書

(1) 収益的収入及び支出	1
(2) 資本的収入及び支出	2
損益計算書	3
剰余金計算書	4
剰余金処分計算書	5
キャッシュ・フロー計算書	6
貸借対照表	7
決算書の財務諸表に関する注記表	9

平成30年度 鴨川市水道事業決算附属明細書

事業報告書

1 概況	1 1
2 工事	1 4
3 業務	1 6
4 会計	1 8
5 附帯事項	2 0
6 その他	2 0

収益費用明細書

(1) 収益の部	2 1
(2) 費用の部	2 2
固定資産明細書	2 5
企業債明細書	2 6

平成 30 年 度

鴨川市水道事業決算報告書

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

平成30年度鳴川市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	1,562,914,000	0	0	1,562,914,000	1,585,343,022	22,429,022	
第1項 営業収益	1,252,875,000	0	0	1,252,875,000	1,261,507,456	8,632,456	(うち仮受消費税及び地方消費税93,325,982円)
第2項 営業外収益	310,038,000	0	0	310,038,000	323,835,566	13,797,566	(うち仮受消費税及び地方消費税2,440,041円)
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	合 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	
第1款 事業費	1,485,073,000	0	0	0	0	1,485,073,000	0	1,485,073,000	0	157,988,628
第1項 営業費用	1,340,443,000	0	0	0	0	1,340,443,000	0	1,340,443,000	0	120,194,736
第2項 営業外費用	124,629,000	0	0	0	0	124,629,000	0	124,629,000	0	(うち仮払消費税及び地方 消費税45,061,510円)
第3項 特別損失	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	(うち仮払消費税及び地方 消費税38,425円)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	1,000
										20,000,000

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 300,793,000	円 15,300,000	円 316,093,000	円 0	円 0	円 316,093,000	円 △ 32,041,000	
第1項 企業債	120,000,000	0	120,000,000	0	0	120,000,000	△ 5,000,000	
第2項 出資金	180,792,000	0	180,792,000	0	0	180,792,000	△ 27,040,000	
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	△ 1,000	
第4項 負担金	0	15,300,000	15,300,000	0	0	15,300,000	0	

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 通次繰 越額		合 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 通次繰 越額			合 計	
第 1 款 資本的支出	936, 374, 000	0	0	936, 374, 000	4, 104, 000	0	940, 478, 000	841, 277, 116	16, 092, 000	0	16, 092, 000	83, 108, 884	円	
第 1 項 建設改良事業費	541, 838, 000	0	0	541, 838, 000	4, 104, 000	0	545, 942, 000	466, 841, 145	16, 092, 000	0	16, 092, 000	63, 008, 855		（うち仮払消費税 及び地方消費税 34, 345, 591円）
第 2 項 企業債償還金	374, 536, 000	0	0	374, 536, 000	0	0	374, 536, 000	374, 435, 971	0	0	0	100, 029		
第 3 項 予備費	20, 000, 000	0	0	20, 000, 000	0	0	20, 000, 000	0	0	0	0	20, 000, 000		

資本的収入額が資本的支出額に不足する額557,225,116円は、過年度分損益勘定留保資金173,058,290円、減価積立金349,821,235円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,345,591円
で補填した。

平成30年度 鴨川市水道事業損益計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,147,330,159		
(2) 受託工事収益	6,647,409		
(3) その他の営業収益	<u>14,203,906</u>	1,168,181,474	
2 営業費用			
(1) 原水費	23,372,351		
(2) 浄水費	481,901,654		
(3) 配水及び給水費	111,286,640		
(4) 受託工事費	6,453,796		
(5) 総係費	113,757,488		
(6) 減価償却費	431,437,950		
(7) 資産減耗費	6,976,875		
(8) その他の営業費用	<u>0</u>	<u>1,175,186,754</u>	
営業損失			7,005,280
3 営業外収益			
(1) 給水申込負担金	29,865,000		
(2) 受取利息及び配当金	609,993		
(3) 雑収益	725,171		
(4) 他会計補助金	80,243,000		
(5) 県補助金	73,550,000		
(6) 長期前受金戻入	<u>136,484,377</u>	321,477,541	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	90,340,764		
(2) 雑支出	<u>480,319</u>	<u>90,821,083</u>	<u>230,656,458</u>
経常利益			223,651,178
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益			223,651,178
前年度繰越利益剰余金			89,211,117
その他未処分利益剰余金変動額			<u>349,821,235</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>662,683,530</u></u>

平成30年度 鴨川市水道事業剰余金計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	資本金	剰余金										資本合計	
		資			本		剰		余				金
		工事負担金	加入者負担金	開発負担金	その他の資本剰余金	受贈財産評価額	資本剰余金合計	減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前年度末残高	4,847,766,913	0	0	0	0	0	0	40,185,834	183,704	0	834,542,084	874,911,622	5,722,678,535
前年度処分額	349,821,235	0	0	0	0	0	0	395,509,732	0	0	△ 745,330,967	△ 349,821,235	0
議会の議決による処分額	349,821,235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 349,821,235	△ 349,821,235	0
建設改良積立金の積立 て		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	349,821,235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 349,821,235	△ 349,821,235	0
条例第4条による処分額	0	0	0	0	0	0	0	395,509,732	0	0	△ 395,509,732	0	0
減債積立金の積立 て	0	0	0	0	0	0	0	395,509,732	0	0	△ 395,509,732	0	0
処分後残高	5,197,588,148	0	0	0	0	0	0	435,695,566	183,704	0	89,211,117	525,090,387	5,722,678,535
当年度変動額	153,752,000	0	0	0	0	0	0	△ 349,821,235	0	0	573,472,413	223,651,178	377,403,178
工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交付金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元金償還・合併特例債事 業分の繰入れ	153,752,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153,752,000
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0	0	0	△ 349,821,235	0	0	349,821,235	0	0
建設改良積立金からの組 入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	223,651,178	223,651,178	223,651,178
当年度末残高	5,351,340,148	0	0	0	0	0	0	85,874,331	183,704	0	(当年度末処分利益剰余金) 662,683,530	748,741,565	6,100,081,713

条例・・・鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年鴨川市条例第144号）

平成30年度 鴨川市水道事業剰余金処分計算書 (案)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	円	円	円
当年度末残高	5,351,340,148	0	662,683,530
議会の議決による処分額	349,821,235	0	△ 349,821,235
建設改良積立金の積立て	0	0	0
資本金への組入れ	349,821,235	0	△ 349,821,235
条例第4条による処分額	0	0	△ 223,651,178
減債積立金の積立て	0	0	△ 223,651,178
処分後残高	5,701,161,383	0	(繰越利益剰余金) 89,211,117

条例・・・鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年鴨川市条例第144号）

平成30年度 鴨川市水道事業キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	(単位 円)
当年度純利益 (△は純損失)	223,651,178
減価償却費	431,437,950
引当金の増減額 (△は減少)	86,697
長期前受金戻入額	△ 136,484,377
有形固定資産除却損	6,976,875
未収金の増減額 (△は増加)	△ 34,294,045
未払金の増減額 (△は減少)	71,885,055
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 96,546
前受金の増減 (△は減少)	△ 19,060,920
その他流動負債の増減 (△は減少)	△ 1,099,440
業務活動によるキャッシュ・フロー	543,002,427
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 432,495,554
負担金による収入	15,300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 417,195,554
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	115,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 374,435,971
他会計からの出資による収入	153,752,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 105,683,971
資金増加額	20,122,902
資金期首残高	1,488,323,837
資金期末残高	1,508,446,739

平成30年度 鴨川市水道事業貸借対照表
(平成31年3月31日)

(単位 円)

資	産	の	部
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土	地	357,446,420	
ロ 建	物	2,380,409,343	
減価償却累計額		<u>△ 1,310,890,788</u>	1,069,518,555
ハ 構 築	物	18,990,818,754	
減価償却累計額		<u>△ 9,451,920,829</u>	9,538,897,925
ニ 機 械 及 び 装 置		3,844,345,865	
減価償却累計額		<u>△ 2,921,150,120</u>	923,195,745
ホ 車 両 運 搬 具		22,157,518	
減価償却累計額		<u>△ 5,828,849</u>	16,328,669
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品		14,354,751	
減価償却累計額		<u>△ 12,119,260</u>	2,235,491
ト 建 設 仮 勘 定		<u>39,610,000</u>	
有形固定資産合計			11,947,232,805
(2) 無形固定資産			
イ ダ ム 使 用 権		5,116,510	
ロ 水 利 権		339,700	
ハ 電 話 加 入 権		<u>567,691</u>	
無形固定資産合計			<u>6,023,901</u>
固定資産合計			11,953,256,706
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,508,446,739	
(2) 未 収 金		98,329,080	
貸倒引当金		<u>△ 1,700,000</u>	96,629,080
(3) 貯 蔵 品		<u>6,095,293</u>	
流動資産合計			<u>1,611,171,112</u>
資産合計			<u>13,564,427,818</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

- (1) 企 業 債
建設改良費等の財源に充てるため
の企業債

2,552,767,753

企 業 債 合 計

2,552,767,753

- (2) 引 当 金

イ 修 繕 引 当 金

322,976,230

ロ 退 職 給 与 引 当 金

0

引 当 金 合 計

322,976,230

固 定 負 債 合 計

2,875,743,983

4 流 動 負 債

- (1) 企 業 債
建設改良費等の財源に充てるため
の企業債

375,944,586

企 業 債 合 計

375,944,586

- (2) 未 払 金

217,908,540

- (3) 前 受 金

7,747,590

- (4) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金

11,039,762

引 当 金 合 計

11,039,762

- (5) そ の 他 流 動 負 債

1,000,000

流 動 負 債 合 計

613,640,478

5 繰 延 収 益

- (1) 長 期 前 受 金

7,463,617,477

- (2) 収 益 化 累 計 額

△ 3,488,655,833

繰 延 収 益 合 計

3,974,961,644

負 債 合 計

7,464,346,105

資 本 の 部

6 資 本 金

- (1) 自 己 資 本 金

5,351,340,148

資 本 金 合 計

5,351,340,148

7 剰 余 金

- (1) 資 本 剰 余 金

0

資 本 剰 余 金 合 計

0

- (2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

85,874,331

ロ 建 設 改 良 積 立 金

0

ハ 利 益 積 立 金

183,704

ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

662,683,530

利 益 剰 余 金 合 計

748,741,565

剰 余 金 合 計

748,741,565

資 本 合 計

6,100,081,713

負 債 資 本 合 計

13,564,427,818

平成 30 年度鴨川市水道事業会計決算書の財務諸表に関する注記表

1 重要な会計方針

平成 26 年度から、改定後の地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しています。

【改定内容】

- ・「借入資本金」（＝企業債）を「負債」として計上
- ・適用が任意とされていた「みなし償却制度」を廃止
- ・計上が任意とされていた引当金の計上を義務化（要件に該当した場合）

(1) 借入資本金の表示区分の変更

借入資本金（企業債）は、民間の企業会計においては、社債又は借入金として負債に整理されているものですが、地方公営企業会計においては、昭和 27 年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで借入資本金として整理されています。これまで、「負債」として整理すべきとの考えもありましたが、表示区分の変更は見送られてきた経緯があります。

しかし、地方公営企業法施行令等の改正をもって、地方公営企業会計の「借入資本金」を「負債」に表示区分の変更をすることとなりました。

(2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更

任意適用が認められていました、「みなし償却制度」は廃止され、償却資産の取得又は改良に充てるために交付された補助金等は、その交付相当額を長期前受金として負債の部の繰延収益に計上した上で、減価償却に応じて順次収益化することとなりました。

「みなし償却制度」とは、地方公営企業の固定資産で、資金的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価等とみなして、各年度の減価償却額を算出することができる制度です。

(3) 引当金の計上方法

① 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備え、退職事務組合に加入し負担金として対応しており、将来的に追加負担が見込まれないため計上しません。

ただし、追加的に引当の必要が生じると見込まれる場合については、状況に応じ積み立てることとしています。

② 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12 月から翌年 3 月

までの4か月分)を計上しています。

③ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法 定額法
- ・ 主な耐用年数
 - 建物 30～50 年
 - 構築物 10～60 年
 - 機械及び装置 8～20 年
 - 車両運搬具 4～6 年
 - 工具、器具及び備品 4～15 年

② 無形固定資産

- ・ 減価償却の方法 定額法
- ・ 主な耐用年数
 - ダム使用权 55 年
 - 水利権 20 年

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によります。

2 その他の注記

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととします。

(2) 減債積立金の取崩し

平成 30 年度において、資本的支出の企業債償還金 374,435,971 円のうち減債積立金 367,683,971 円を取り崩し、その他未処分利益剰余金変動額に計上しました。

平成 30 年度

鴨川市水道事業決算附属明細書

平成30年度鴨川市水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 改良工事関係について

配水管更新事業として、広範囲に亘る断水等の影響が大きく漏水が多いと予想される地域として、平塚地区配水管布設替工事をはじめ、市内5地区、合計5路線、総延長1565.08mの配水管の更新を実施しました。

また、市町村合併特例事業として、平成29年度から3年間に亘り一般会計から出資金を受け、浄水設備において、現在遠方監視体制が整っていない天津小湊地域を含めて一元的に管理できるよう横渚浄水場監視制御設備更新工事を実施することとし、平成29年度に着手し、今年度完成しました。

(ロ) 工務関係について

工務関係については、110件の給水装置工事等を実施しました。

また、浄水配水施設の修理、経年劣化による配水管の漏水修繕等迅速な対応を行い、安全良質な水道水の安定供給の確保に努めました。

(ハ) 業務関係について

業務の状況は、年度末における給水人口が32,717人で前年度対比512人の減、給水戸数は18,318戸で前年度対比86戸の増となりました。

年間総給水量は5,716,865 m³で前年度対比460 m³の増、年間有収水量は4,249,422 m³で前年度対比32,335 m³の減となり、有収率は74.3%で前年度対比0.6ポイントの減となりました。

近年、発見困難な漏水が増加したことにより、年間総給水量が増加し、有収率の低下を招いていることから、今後も漏水探査等による漏水箇所の早期発見及び修繕に努めます。

(二) 経理関係について（以下の数値は全て税抜きです。）

当年度の収益的収支の状況は、営業収益の主体である水道料金が前年度対比0.6%減の1,147,330,159円、さらに、受託工事収益とその他の営業収益が20,851,315円となり、営業収益の合計は1,168,181,474円となりました。

また、営業外収益は、給水申込負担金29,865,000円、他会計補助金80,243,000円、県補助金73,550,000円、長期前受金戻入136,484,377円等を合わせて、321,477,541円となり、これらを合わせた事業収益総額は、前年度対比11.9%減の1,489,659,015円となりました。

これに対し営業費用は、前年度と比較して、動力費、資産減耗費及び受託工事費等が増加したものの、委託料及び減価償却費等の減少により、前年度対比1.5%減の1,175,186,754円となりました。

また、営業外費用は支払利息の減少により、前年度対比11.2%減の90,821,083円と

なりました。

これらを合わせた事業費総額は、前年度対比 2.2%減の 1,266,007,837 円となり、当年度は、223,651,178 円の純利益となりました。

当年度純利益 223,651,178 円、前年度繰越利益剰余金 89,211,117 円及びその他未処分利益剰余金変動額 349,821,235 円（減債積立金からの組入れ）を合わせた当年度未処分利益剰余金は、662,683,530 円となりました。

なお、その他未処分利益剰余金変動額 349,821,235 円は、資本金へ組み入れることとします。

また、当年度の給水原価及び供給単価は下記の計算のとおりです。

○給水原価（水 1 m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す）

$$\begin{aligned} \text{給水原価} &= \frac{(\text{③経常費用} - \text{④受託工事費} - \text{⑤長期前受金戻入})}{(\text{①有収水量})} \\ 264.29 &= \frac{(1,266,007,837 - 6,453,796 - 136,484,377)}{4,249,422} \\ (\text{前年度 } 269.88) & \end{aligned}$$

○供給単価（水 1 m³当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表す）

$$\begin{aligned} \text{供給単価} &= \frac{(\text{②給水収益})}{(\text{①有収水量})} \\ 270.00 &= \frac{1,147,330,159}{4,249,422} \\ (\text{前年度 } 269.59) & \end{aligned}$$

① 有収水量	4,249,422 m ³	(前年度 4,281,757 m ³)
② 給水収益	1,147,330,159 円	(前年度 1,154,298,585 円)
③ 経常費用	1,266,007,837 円	(前年度 1,295,035,187 円)
④ 受託工事費	6,453,796 円	(前年度 2,599,681 円)
⑤ 長期前受金戻入	136,484,377 円	(前年度 136,887,554 円)

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決等年月日
議案 第 59 号	平成 29 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	H30. 8. 31	H30. 9. 27
議案 第 75 号	平成 30 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	H30. 11. 30	H30. 12. 20
議案 第 19 号	鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	H31. 2. 22	H31. 3. 20
議案 第 31 号	平成 31 年度鴨川市水道事業会計予算	H31. 2. 22	H31. 3. 20

報告番号	件名	提出年月日
報告 第 7 号	平成 29 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について	H30. 6. 8

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	提出先	承認	
H30. 9. 27	平成 30 年度起債協議について	千葉県知事	H30. 10. 15	千葉県市指令 第 1512 号

申請年月日	件名	提出先	認可日
H31. 3. 22	鴨川市水道事業認可変更届出書（軽微な変更）	千葉県知事	H31. 3. 22

(4) 職員に関する事項（職員数の異動状況）

(単位 人)

区分	局長	次長	業務係	工務係	浄水係	計
平成 30 年度末	1	1	6	3	5	16
平成 29 年度末	1	1	6	4	5	17
増減	0	0	0	△1	0	△1

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

区分	工事名	工事費(円)	工事内容
配水施設 工 事	横渚浄水場連絡管布設替工事	6,156,000	1 配水管布設替 DIP(GX形)φ200mm外 L=43.6m HIVP φ75mm L=2.3m 2 舗装復旧工事 As舗装 A=210.0㎡
	二子地区加圧所タンク更新工事	26,190,000	1 二子第1加圧所 SUS鋼板製タンク設置工事 2.0× 2.0×2.0H 1式外 2 二子第2加圧所 SUS鋼板製タンク設置工事 3.0× 2.0×2.0H 1式外
	平塚地区配水管布設替工事	37,908,000	1 配水管布設替 DIP(NS形E種管)φ150mm L=462.4 m 2 給水管切替 φ50mm外 3箇所 3 仮設管布設 SUS仮設管100A L=466.5m
	御園増圧ポンプ所高圧受変電設備更新工事	21,384,000	1 高圧受電盤撤去・新設 一式 2 高圧交流気中負荷開閉器撤去・新 設 一式 3 コンクリート柱撤去・新設 一式 4 試運転・調整 一式外
	内浦地区配水管布設工事	37,439,280	1 配水管布設 HPPE φ200mm外 L=350.1m HIVP φ100mm L=9.4m 2 給水管切替 φ20mm×N14箇所
	貝渚地区配水管布設替工事	32,400,000	1 配水管布設替 HPPE φ150mm外 L=559.8m 2 給水管切替 φ40mm外 13箇所 3 仮設配管布設 SUS仮設管100A外 L=610.0m 4 仮設給水管切替 φ40mm外 13箇所
	加茂川中部地区ほ場整備に伴う仮設配管布設工事	13,824,000	1 仮設配管布設 SUS仮設管100A外 L=1483.2m 2 仮設給水管切替 φ40外 11箇所 3 既設管撤去 一式
	石上配水場電磁流量計修繕工事	6,372,000	1 検出器・変換器 一式 2 試運転・調整 一式 3 撤去品廃棄 一式
浄水施設 工 事	横渚・保台浄水場監視制御設備更新工事	180,185,040	1 横渚浄水場監視制御設備更新 一式 2 保台浄水場監視制御設備更新 一式 3 石上配水場監視設備設置 一式
	保台浄水場無停電電源装置修繕工事	14,871,600	1 蓄電池監視装置付トビラの交換 一式 2 蓄電池交換 一式 3 交換後の動作確認・試験調整 一式 4 発電機用蓄電池交換・動作確認 ・試験調整 5 撤去品搬出・処分 一式
	末端給水栓水質監視設備設置工事	33,048,000	1 水質計器盤設置 1面 2 通信装置盤設置 1面 3 横渚浄水場LCD操作卓機能増設 一式
	保台浄水場ろ過池洗浄装置修繕工事	7,243,560	1 走行車輪 1池分 2 走行レール 1池分 3 No.2ハーディンジ・パワーシリン ダー交換

区分	工事名	工事費(円)	工事内容
浄水施設 工 事	東町浄水場 3 号送水ポンプ修繕工事	6,609,600	1 3 号送水ポンプ工場持込分解整備 ポンプ整備・部品交換（増有） 一式外 2 据付・撤去外 一式
	薬品注入設備・水質計器設備整備工事	6,966,000	1 横渚浄水場 前次亜注入ポンプ交換 1 台外 2 東町浄水場 原水濁度計消耗部品交換 一式 3 保台浄水場 No.3 PAC注入ポンプ修繕 一式

H P P E 水道配水用ポリエチレン管
 P E 2 層 管 水道用ポリエチレン管
 D I P ダクタイル鋳鉄管
 H I V P 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管

3 業 務

(1) 業 務 量

(イ) 給水状況

年 度 区 分	平成30年度	平成29年度	比 較
行政区域内人口 (人)	32,897	33,396	△ 499
現在給水人口 (人)	32,717	33,229	△ 512
〃 戸 数 (戸)	18,318	18,232	86
年間総給水量 (m³)	5,716,865	5,716,405	460
年間有収水量 (m³)	4,249,422	4,281,757	△ 32,335
有 収 率 (%)	74.3	74.9	△ 0.6
一日最大給水量 (m³)	(8/14) 19,387	(7/15) 18,618	769
一人一日最大給水量 (ℓ/人)	592	560	32
一日平均給水量 (m³)	15,662	15,661	1
一人一日平均給水量 (ℓ/人)	478	471	7

(ロ) 月別有収水量

(単位 千m³)

月 別 年 度 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
平成30年度	351	361	344	360	404	391	348
平成29年度	367	346	366	356	408	398	345
比 較	△ 16	15	△ 22	4	△ 4	△ 7	3

月 別 年 度 別	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
平成30年度	347	336	358	338	311	4,249
平成29年度	344	338	355	343	315	4,281
比 較	3	△ 2	3	△ 5	△ 4	△ 32

(ハ) 給水工事施行状況

(単位 件)

年 度 区 分	平成30年度	平成29年度	比 較
新 設 工 事	83	81	2
改 造 工 事 等	27	41	△ 14
修 繕 工 事	132	178	△ 46

(ニ) 給水開始・中止状況

(単位 件)

年 度 区 分	平成30年度	平成29年度	比 較
開 始 届	1,677	1,607	70
中 止 届	1,597	1,498	99

(2) 事業収入に関する事項

(単位 円)

年 度 区 分	平成30年度		平成29年度		比 較
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
1 事業収益	1,489,659,015	100.0	1,690,544,919	100.0	△ 200,885,904
(1) 営業収益	1,168,181,474	78.4	1,168,117,273	69.1	64,201
(2) 営業外収益	321,477,541	21.6	522,427,646	30.9	△ 200,950,105
(3) 特別利益	0	-	0	-	0

(3) 事業費に関する事項

(単位 円)

年 度 区 分	平成30年度		平成29年度		比 較
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
1 事業費	1,266,007,837	100.0	1,295,035,187	100.0	△ 29,027,350
(1) 営業費用	1,175,186,754	92.8	1,192,776,716	92.1	△ 17,589,962
イ 職員給与費	160,552,645	12.7	162,285,087	12.5	△ 1,732,442
ロ 動力費	66,557,259	5.3	59,545,317	4.6	7,011,942
ハ 薬品費	35,622,288	2.8	36,064,293	2.8	△ 442,005
ニ 修繕費	87,687,550	6.9	90,565,510	7.0	△ 2,877,960
ホ 受水費	251,865,738	19.9	252,937,112	19.5	△ 1,071,374
ヘ 減価償却費	431,437,950	34.1	451,264,902	34.9	△ 19,826,952
ト 受託工事費	6,453,796	0.5	2,599,681	0.2	3,854,115
チ その他の費用	135,009,528	10.7	137,514,814	10.6	△ 2,505,286
(2) 営業外費用	90,821,083	7.2	102,258,471	7.9	△ 11,437,388
イ 支払利息	90,340,764	7.1	102,044,692	7.9	△ 11,703,928
ロ その他雑支出	480,319	0.0	213,779	0.0	266,540
(3) 特別損失	0	0.0	0	0.0	0
イ 過年度損益修正損	0	0.0	0	0.0	0

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	契約金額 (円)	契約名	契約の相手方 (所在) (名称)
H28. 3. 1 (債務負担)	13, 176, 000	横渚浄水場等運転管理業務	千葉市 昱(株)千葉支店
H29. 2. 2 (債務負担)	24, 753, 600	量水器検針等業務委託	千葉市 ヴェオリア・ジェネッツ(株)
H30. 2. 8 (債務負担)	10, 225, 440	鴨川市水道事業水質検査業務	千葉市 (一財) 千葉県薬剤師会検査 センター
H30. 2. 8 (債務負担)	15, 120円/ t (7, 817, 039)	保台浄水場外天日乾燥床発生土運 搬・処理業務	千葉市 (株)石原起業
H30. 2. 8 (債務負担)	15, 660円/ t (12, 727, 975)	奥谷浄水場外天日乾燥床発生土運 搬・処理業務	千葉市 (株)ワカツキ
H30. 6. 11	6, 372, 000	石上配水場電磁流量計修繕工事	埼玉県東松山市 (同) 匠環境計測
H30. 7. 6	5, 520, 096	有効期限満了に伴う量水器交換業務	鴨川市 鴨川市管工事業協同組合
H30. 7. 11	7, 243, 560	保台浄水場ろ過池洗浄装置修繕工事	神奈川県横浜市 J F Eエンジニアリング(株)
H30. 7. 11	6, 156, 000	横渚浄水場連絡管布設替工事	鴨川市 富士三建工業(株)
H30. 8. 3	180, 185, 040	横渚・保台浄水場監視制御設備更新 工事	千葉市 昱(株)千葉支店
H30. 8. 8	6, 609, 600	東町浄水場 3 号送水ポンプ修繕工事	千葉市 昱(株)千葉支店
H30. 8. 8	9, 288, 000	保台浄水場取水ポンプ更新工事	鴨川市 (株)イノウエ
H30. 8. 9	14, 871, 600	保台浄水場無停電電源装置修繕工事	千葉市 昱(株)千葉支店
H30. 8. 14	26, 190, 000	二子地区加圧所タンク更新工事	鴨川市 (株)イノウエ
H30. 10. 9	37, 908, 000	平塚地区配水管布設替工事	鴨川市 (有)エーエルシー住設
H30. 10. 12	21, 384, 000	御園増圧ポンプ所高圧受変電設備更 新工事	千葉市 福井電機(株)
H30. 10. 30	37, 439, 280	内浦地区配水管布設工事	鴨川市 (株)久野工業
H30. 10. 30	32, 400, 000	貝渚地区配水管布設替工事	鴨川市 (株)鈴木組
H30. 11. 6	7, 884, 000	平塚地区配水管布設替工事实施設計 業務	千葉市 (株)広栄設計事務所
H30. 11. 6	5, 076, 000	水道事業認可変更届出書作成業務	千葉市 日本都市設計(株)千葉営業所
H30. 11. 8	6, 966, 000	薬品注入設備・水質計器設備整備工 事	東京都文京区 オルガノプラントサービス(株)

契約年月日	契約金額（円）	契約名	契約の相手方（所在） （名称）
H30. 11. 9	13, 824, 000	加茂川中部地区ほ場整備に伴う仮設配管布設工事	鴨川市 ㈱総建
H30. 12. 4	33, 048, 000	末端給水栓水質監視設備設置工事	千葉市 昱㈱千葉支店
H30. 12. 12	15, 876, 000	市道和田改田線配水管布設替工事	鴨川市 青木総業㈱

（２）物品購入契約の要旨

契約年月日	契約金額（円）	契約名	契約の相手方（所在） （名称）
H30. 3. 9 （債務負担）	46. 44円/kg (19, 865, 616)	水道用ポリ塩化アルミニウム	船橋市 横山商事㈱
H30. 3. 9 （債務負担）	182. 52円/kg (9, 217, 260)	水道用粉末活性炭	勝浦市 ㈱キッセイ
H30. 3. 9 （債務負担）	57. 24円/kg (6, 548, 809)	水道用次亜塩素酸ナトリウム	勝浦市 ㈱キッセイ
H30. 7. 5	15, 757, 199	車両一体型加圧式給水タンク車	鴨川市 ㈱寺尾自動車整備工場

(3) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債

前年度末残高	3, 1 8 8, 1 4 8, 3 1 0 円
本年度借入高	1 1 5, 0 0 0, 0 0 0 円
本年度償還高	3 7 4, 4 3 5, 9 7 1 円
本年度末残高	2, 9 2 8, 7 1 2, 3 3 9 円

(ロ) 一時借入金

前年度末残高	0 円
本年度借入残高最高額	0 円
本年度末残高	0 円

(4) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

6 そ の 他

(1) 他会計補助金及び県補助金等の使途について

(イ) 他会計補助金

水道高料金対策一般会計補助金 80,000,000 円は、特定収入以外として、給料 68,753,800 円、手当 11,246,200 円にそれぞれ充当した。

水源開発（保台ダム、奥谷ダム）に係る企業債利子分に対する法定繰出分の一般会計補助金 243,000 円は、特定収入以外として、企業債利息に 243,000 円を充当した。

(ロ) 県補助金

千葉県市町村水道総合対策事業補助金 73,550,000 円は、特定収入以外として、減価償却費に 73,550,000 円を充当した。

(ハ) 負担金

加茂川中部地区区画整理負担金 15,300,000 円は、特定収入以外として、加茂川中部地区ほ場整備に伴う仮設配管布設工事に 15,300,000 円を充当した。

(ニ) 出資金

資本的収入の水源開発（保台ダム、奥谷ダム）に係る企業債元金分に対する法定繰出分の一般会計出資金 6,752,000 円は特定収入以外として企業債償還金に 6,752,000 円を充当し自己資本金に計上した。

資本的収入の合併特例債に係る出資分の一般会計出資金 147,000,000 円は、特定収入以外として建設改良事業費に 147,000,000 円を充当し自己資本金に計上した。

収 益 費 用 明 細 書

(1) 収 益 の 部

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考	
1 事業収益				1, 489, 659, 015		
	1 営業収益			1, 168, 181, 474		
		1 給水収益			1, 147, 330, 159	
			水道料金		1, 147, 330, 159	
		2 受託工事収益			6, 647, 409	
			給水工事収益		6, 647, 409	
		3 その他の営業収益			14, 203, 906	
			材料売却収益		0	
			手数料		6, 221, 000	
			雑収益		877, 486	
			負担金		7, 105, 420	
		2 営業外収益			321, 477, 541	
	1 給水申込負担金				29, 865, 000	
			給水申込負担金		29, 865, 000	
	2 受取利息及び配当金				609, 993	
			預金等利息		609, 993	
	3 雑収益				725, 171	
			不用品売却収益		0	
			その他雑収益		725, 171	
	4 他会計補助金				80, 243, 000	
			一般会計補助金		80, 243, 000	
	5 県補助金				73, 550, 000	
			県補助金		73, 550, 000	
	6 長期前受金戻入				136, 484, 377	
			長期前受金戻入		136, 484, 377	
	3 特別利益			0		
		1 固定資産売却益			0	
			有形固定資産売却益		0	
合 計				1, 489, 659, 015		

(2) 費用の部

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考
1 事業費	1 営業費用			1,266,007,837	
				1,175,186,754	
		1 原水費		23,372,351	
			備消品費	3,260	
			燃料費	15,908	
			通信運搬費	331,444	
			委託料	4,516,654	
			手数料	0	
			賃借料	5,701,842	
			修繕費	7,300,248	
			動力費	3,865,995	
			材料費	0	
			補償費	1,635,000	
			受水費	2,000	
		2 浄水費		481,901,654	
			給料	20,588,400	予算額 20,588,400
			手当	9,308,402	予算額 11,303,000
			賞与引当金繰入額	3,291,662	予算額 3,291,662
			賃金	15,042,256	予算額 15,239,000
			法定福利費	10,131,583	予算額 10,868,000
			被服費	91,400	
			備消品費	1,169,516	
			燃料費	11,972	
			光熱水費	106,885	
			通信運搬費	2,833,326	
			委託料	52,243,398	
			手数料	55,000	
			賃借料	2,397,596	
			修繕費	28,454,150	
			動力費	48,660,082	
			薬品費	35,622,288	
			材料費	30,000	
			受水費	251,863,738	

款	項	目	節	金額	備考
		3 配水及び給水費		111,286,640	
			給料	13,332,000	予算額 17,239,600
			手当	6,142,753	予算額 8,796,000
			賞与引当金繰入額	2,138,269	予算額 2,380,507
			法定福利費	8,570,209	予算額 10,561,000
			被服費	26,130	
			備用品費	484,924	
			印刷製本費	25,000	
			燃料費	739,844	
			委託料	9,253,167	
			手数料	18,000	
			賃借料	3,014,527	
			修繕費	51,862,372	
			動力費	14,031,182	
			材料費	1,342,458	
			負担金	305,805	
		4 受託工事費		6,453,796	
			工事請負費	6,453,796	
		5 総係費		113,757,488	
			給料	34,833,400	予算額 35,468,000
			手当	11,509,859	予算額 15,457,000
			賞与引当金繰入額	5,609,831	予算額 5,609,831
			報酬	143,000	予算額 220,000
			法定福利費	19,911,021	予算額 22,187,000
			旅費	235,913	
			被服費	0	
			備用品費	1,311,146	
			印刷製本費	2,263,500	
			通信運搬費	4,898,872	
			委託料	23,891,300	
			手数料	3,434,219	
			賃借料	2,715,558	
			修繕費	70,780	
			補償費	0	
			会費負担金	300,540	

款	項	目	節	金額	備考	
			保険料	920,348		
			公租公課	64,400		
			貸倒引当金繰入額	1,643,801		
		6 減価償却費		431,437,950		
			有形固定資産減価償却費	430,921,054		
			無形固定資産減価償却費	516,896		
		7 資産減耗費		6,976,875		
			固定資産除却費	6,976,875		
			たな卸資産減耗費	0		
		8 その他の営業費用		0		
			材料売却原価	0		
			雑支出	0		
		2 営業外費用			90,821,083	
			1 支払利息及び企業債取扱諸費		90,340,764	
				企業債利息	90,340,764	
	借入金利息			0		
	2 雑支出			480,319		
			不用品売却原価	0		
			その他雑支出	480,319		
	3 特別損失			0		
		1 過年度損益修正損		0		
			過年度損益修正損	0		
合 計			1,266,007,837			

固 定 資 産 明 細 書

(1) 有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年 度 末 償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計		
土 地	357,446,420	0	0	357,446,420	0	0	0	357,446,420	
建 物	2,380,409,343	0	0	2,380,409,343	39,190,273	0	1,310,890,788	1,069,518,555	
構 築 物	18,850,863,264	144,933,000	4,977,510	18,990,818,754	316,363,185	4,728,635	9,451,920,829	9,538,897,925	
機械及び装置	3,639,781,311	250,964,554	46,400,000	3,844,345,865	74,181,734	39,672,000	2,921,150,120	923,195,745	
車両運搬具	7,294,518	14,863,000	0	22,157,518	831,062	0	5,828,849	16,328,669	
工具、器具及び備品	14,354,751	0	0	14,354,751	354,800	0	12,119,260	2,235,491	
建設仮勘定	17,875,000	429,319,900	407,584,900	39,610,000	0	0	0	39,610,000	
計	25,268,024,607	840,080,454	458,962,410	25,649,142,651	430,921,054	44,400,635	13,701,909,846	11,947,232,805	

(2) 無形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高	備 考
ダ ム 使 用 権	5,609,556	0	0	493,046	5,116,510	
水 利 権	363,550	0	0	23,850	339,700	
電 話 加 入 権	567,691	0	0	0	567,691	
計	6,540,797	0	0	516,896	6,023,901	

企業債明細書

平成30年度

(旧鴨川市分)

No.	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	支払利息	利率	償還終期	備考
				当年度償還高	償還高累計					
			円	円	円	円	円	%		
1	建設改良事業債	H元. 3. 27	50,000,000	3,350,784	50,000,000	0	122,372	4.85	H31. 3. 25	財政融資資金
2	"	H5. 3. 25	63,000,000	3,399,641	47,820,354	15,179,646	780,499	4.40	H35. 3. 25	同上
3	"	H5. 3. 26	27,000,000	1,672,292	23,426,295	3,573,705	215,048	4.45	H33. 3. 20	地方公共団体金融機構
4	"	H6. 3. 23	70,000,000	3,486,953	50,541,441	19,458,559	805,981	3.65	H36. 3. 1	財政融資資金
5	"	H6. 3. 23	30,000,000	1,703,595	24,492,454	5,507,546	254,595	3.75	H34. 3. 20	地方公共団体金融機構
6	"	H6. 3. 23	231,700,000	11,541,816	167,292,166	64,407,834	2,667,796	3.65	H36. 3. 1	財政融資資金
7	"	H6. 3. 23	99,300,000	5,638,902	81,070,025	18,229,975	842,708	3.75	H34. 3. 20	地方公共団体金融機構
8	"	H6. 3. 23	73,000,000	3,636,394	52,707,500	20,292,500	840,522	3.65	H36. 3. 1	財政融資資金
9	"	H7. 3. 27	35,000,000	1,747,057	22,649,969	12,350,031	635,439	4.65	H37. 3. 1	同上
10	"	H7. 3. 27	35,000,000	2,014,652	25,925,398	9,074,602	503,096	4.75	H35. 3. 20	地方公共団体金融機構
11	"	H7. 3. 27	410,000,000	20,465,527	265,328,207	144,671,793	7,443,707	4.65	H37. 3. 1	財政融資資金
12	"	H7. 3. 27	410,000,000	23,600,209	303,697,515	106,302,485	5,893,415	4.75	H35. 3. 20	地方公共団体金融機構
13	"	H7. 3. 27	81,900,000	4,088,114	53,000,926	28,899,074	1,486,926	4.65	H37. 3. 1	財政融資資金
14	"	H8. 3. 14	1,128,000,000	51,435,490	719,206,768	408,793,232	14,095,314	3.15	H38. 3. 1	同上
15	"	H8. 3. 22	26,000,000	1,340,810	18,607,493	7,392,507	273,026	3.25	H36. 3. 20	地方公共団体金融機構
16	"	H8. 3. 22	752,000,000	38,780,336	538,185,970	213,814,030	7,896,766	3.25	H36. 3. 20	同上
17	"	H9. 8. 11	1,638,000,000	71,593,291	990,565,612	647,434,388	18,933,733	2.70	H39. 3. 25	財政融資資金
18	"	H9. 5. 26	76,000,000	3,313,142	46,175,335	29,824,665	840,188	2.60	H39. 3. 25	同上

NO.	種 類	発行年月日	発 行 総 額	償 還 高		未 償 還 残 高	支払利息	利率	償還終期	備 考
				当年度償還高	償還高累計					
19	建設改良事業債	H9. 3. 25	57,000,000	2,497,717	34,308,888	22,691,112	687,925	2.80	H39. 3. 1	財政融資資金
20	"	H9. 3. 26	12,000,000	591,674	8,068,821	3,931,179	126,904	2.90	H37. 3. 20	地方公共団体金融機構
21	"	H9. 3. 26	1,020,600,000	50,321,863	686,253,175	334,346,825	10,793,185	2.90	H37. 3. 20	同上
22	"	H9. 3. 26	265,400,000	13,061,668	178,769,243	86,630,757	2,748,828	2.85	H37. 3. 20	同上
23	"	H10. 3. 25	12,000,000	505,292	6,944,318	5,055,682	114,142	2.10	H40. 3. 1	財政融資資金
24	"	H10. 7. 31	20,800,000	870,664	12,220,354	8,579,646	166,206	1.80	H40. 3. 25	同上
25	"	H10. 3. 25	2,000,000	93,918	1,281,760	718,240	17,354	2.20	H38. 3. 20	地方公共団体金融機構
26	"	H10. 3. 25	6,000,000	281,328	3,852,873	2,147,127	50,708	2.15	H38. 3. 20	同上
27	"	H10. 3. 25	2,100,000	98,613	1,345,847	754,153	18,221	2.20	H38. 3. 20	同上
28	"	H10. 3. 25	6,300,000	295,394	4,045,517	2,254,483	53,244	2.15	H38. 3. 20	同上
29	"	H10. 7. 30	4,100,000	190,463	2,663,871	1,436,129	29,215	1.85	H38. 3. 20	同上
30	"	H10. 7. 30	1,300,000	60,486	843,001	456,999	9,546	1.90	H38. 3. 20	同上
31	"	H11. 3. 24	29,200,000	1,338,786	17,420,538	11,779,462	268,492	2.10	H39. 3. 20	同上
32	"	H12. 1. 31	285,800,000	11,657,988	148,303,583	137,496,417	2,925,088	2.00	H41. 9. 25	財政融資資金
33	"	H12. 1. 28	10,000,000	453,366	5,749,123	4,250,877	94,126	2.05	H39. 9. 20	地方公共団体金融機構
計			6,970,500,000	335,128,225	4,592,764,340	2,377,735,660	82,634,315			

※借換債（金融機構）の経過について（年利：％）

- ① 平成10年度（8件・124,700千円 / 1.90％）
- ② 平成11年度（3件・31,100千円 / 2.00％）
- ③ 平成13年度（1件・16,400千円 / 2.05％）
- ④ 平成14年度（2件・12,300千円 / 2.05％）
- ⑤ 平成15年度（2件・10,200千円 / 1.40％）
- ⑥ 平成16年度（1件・9,900千円 / 2.40％）

※繰上償還の経過について＜年利：％＞

- ① 平成11年度（財政融資277,513,482円、金融機構58,096,186円 計335,609,668円）
 ＜8.5％・1件、8.2％・2件、8.0％・2件＞ ＜7.5％・3件、7.25％・1件、7.2％・1件、7.15％・1件＞
 ＜6.5％・4件、6.25％・1件、6.2％・1件、6.05％・1件＞
- ② 平成19年度（財政融資46,566,925円） ＜8.0％・1件、7.3％・4件＞
- ③ 平成20年度（財政融資42,782,995円） ＜6.6％・1件、6.3％・2件＞
- ④ 平成21年度（財政融資53,106,013円） ＜5.5％・1件、5.2％・2件＞
- ⑤ 平成22年度（財政融資81,925,693円） ＜7.1％・6件、6.3％・1件＞
- ⑥ 平成23年度（財政融資19,748,850円） ＜6.2％・1件＞
- ⑦ 平成24年度（財政融資35,475,842円） ＜5.2％・1件、5.0％・2件＞

企業債明細書

平成30年度

(旧天津小湊町分)

NO.	種 類	発行年月日	発 行 総 額	償 還 高		未 償 還 残 高	支払利息	利率	償還終期	備 考
				当年度償還高	償還高累計					
1	建設改良事業債	H元. 3. 25	124, 000, 000	円 8, 309, 943	円 124, 000, 000	円 0	円 303, 481	% 4. 85	H31. 3. 25	財政融資資金
2	"	H7. 3. 27	33, 400, 000	1, 667, 192	21, 614, 542	11, 785, 458	606, 390	4. 65	H37. 3. 1	財政融資資金
3	"	H7. 3. 27	33, 300, 000	1, 916, 797	24, 666, 164	8, 633, 836	478, 661	4. 75	H35. 3. 20	地方公共団体金融機構
4	"	H8. 3. 14	130, 800, 000	5, 964, 328	83, 397, 380	47, 402, 620	1, 634, 456	3. 15	H38. 3. 1	財政融資資金
5	"	H8. 3. 22	21, 800, 000	1, 124, 217	15, 601, 667	6, 198, 333	228, 923	3. 25	H36. 3. 20	地方公共団体金融機構
6	"	H8. 3. 22	65, 400, 000	3, 365, 018	46, 875, 041	18, 524, 959	673, 772	3. 20	H36. 3. 20	" (臨時特利分)
7	"	H9. 3. 25	22, 500, 000	985, 941	13, 542, 981	8, 957, 019	271, 549	2. 80	H39. 3. 1	財政融資資金
8	"	H9. 3. 28	15, 000, 000	739, 592	10, 086, 026	4, 913, 974	158, 630	2. 90	H37. 3. 20	地方公共団体金融機構
9	"	H10. 3. 25	3, 200, 000	150, 268	2, 050, 813	1, 149, 187	27, 766	2. 20	H38. 3. 20	同上
10	"	H10. 3. 25	13, 200, 000	618, 921	8, 476, 318	4, 723, 682	111, 557	2. 15	H38. 3. 20	" (臨時特利分)
11	"	H10. 7. 31	26, 300, 000	1, 100, 888	15, 451, 696	10, 848, 304	210, 154	1. 80	H40. 3. 25	財政融資資金
12	"	H10. 7. 30	1, 200, 000	55, 834	778, 156	421, 844	8, 812	1. 90	H38. 3. 20	地方公共団体金融機構
13	"	H11. 3. 24	21, 900, 000	1, 004, 090	13, 065, 403	8, 834, 597	201, 368	2. 10	H39. 3. 20	同上
14	"	H11. 3. 25	32, 900, 000	1, 356, 702	17, 653, 662	15, 246, 338	341, 578	2. 10	H41. 3. 1	財政融資資金
15	"・借換	H17. 7. 29	3, 500, 000	282, 743	3, 500, 000	0	4, 143	1. 95	H31. 3. 20	地方公共団体金融機構
計			548, 400, 000	28, 642, 474	400, 759, 849	147, 640, 151	5, 261, 240			

※借換債（金融機構）の経過について（年利：％）

① 平成11年度（1件・	34,000千円	/	2.00％
② 平成12年度（2件・	77,400千円	/	1.95％
③ 平成13年度（1件・	26,100千円	/	2.15％
④ 平成14年度（1件・	16,900千円	/	2.00％
⑤ 平成15年度（1件・	14,400千円	/	1.40％
⑥ 平成16年度（1件・	19,600千円	/	2.40％
⑦ 平成17年度（1件・	3,500千円	/	1.95％
⑧ 平成18年度（1件・	4,100千円	/	2.50％

※繰上償還の経過について＜年利：％＞

① 平成19年度（財政融資	18,278,677円	<7.3％・1件>
② 平成20年度（金融機構	3,082,291円	<6.3％・1件>
③ 平成22年度（財政融資	51,531,883円	<7.3％・1件、7.1％・1件>
④ 平成23年度（財政融資	61,221,436円	<6.2％・1件>

企業債明細書

平成30年度

NO.	種 類	発行年月日	発 行 総 額	償 還 高		未 償 還 残 高	支払利息	利率	償還終期	備 考
				当年度償還高	償還高累計					
			円	円	円	円	円	%		
1	建設改良事業債	H27.3.26	203,000,000	0	0	203,000,000	2,436,000	1.20	H57.3.20	地方公共団体金融機構
2	建設改良事業債	H29.3.23	40,000,000	3,998,600	7,996,800	32,003,200	3,500	0.01	H39.3.20	地方公共団体金融機構
3	建設改良事業債	H30.3.29	60,000,000	6,666,672	6,666,672	53,333,328	5,709	0.01	H39.3.20	地方公共団体金融機構
4	建設改良事業債	H31.3.25	13,500,000	0	0	13,500,000	0	0.01	H40.3.20	地方公共団体金融機構
5	建設改良事業債	H31.3.25	11,500,000	0	0	11,500,000	0	0.01	H37.3.20	地方公共団体金融機構
6	建設改良事業債	H31.3.28	90,000,000	0	0	90,000,000	0	0.01	H40.3.20	地方公共団体金融機構
計			418,000,000	10,665,272	14,663,472	403,336,528	2,445,209			

	当年度償還金		未償還残高	支払利息
総合計	374,435,971		2,928,712,339	90,340,764

平成 30 年度 鴨川市水道事業会計決算概要

1 経営方針

平成 30 年度の経営においては、運営基盤の強化に努めるとともに安心・安全で良質な水道水を安定的に供給することに努めてきたところです。

2 業務量

(1) 年間有収水量	4,249,422 m ³	(対前年度比: ▲32,335 m ³ 、0.8%減)
(2) 1 日最大給水量	(8/14) 19,387 m ³	(対前年度比: 769 m ³ 、4.1%増)
(3) 1 日平均給水量	15,662 m ³	(対前年度比: 1 m ³ 、0.01%増)
(4) 有収率	74.3 %	(対前年度比: 0.6 ポイント減)

[H29/74.9%、H28 / 77.6%、H27 / 79.5%、H26 / 81.2%、H25 / 81.5%]

※有収水量(m³)・・・水道料金徴収の対象となった水量

※有収率 (%)・・・年間有収水量÷年間総給水量

3 収益的収支決算(税抜)

(1) 収入	<u>1,489,659,015 円</u>	(対前年度比: ▲200,885,904 円、11.9%減)
(うち給水収益)	1,147,330,159 円	対前年度比: ▲6,968,426 円、0.6%減)
(2) 支出	<u>1,266,007,837 円</u>	(対前年度比: ▲29,027,350 円、2.2%減)
(3) 平成 30 年度純利益	<u>223,651,178 円</u>	(対前年度比: ▲171,858,554 円、43.5%減)

4 資本的収支決算(税込)

(1) 収入	<u>284,052,000 円</u>	(対前年度比: 123,688,480 円、77.1%増)
(2) 支出	<u>841,277,116 円</u>	(対前年度比: 257,262,359 円、44.1%増)
(うち企業債償還金)	374,435,971 円)	

(3) 収入額が支出額に不足する額 557,225,116 円については、

過年度分損益勘定留保資金 173,058,290 円、減債積立金 349,821,235 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 34,345,591 円で補てん

5 企業債等未償還残高 2,928,712,339 円 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

平成 29 年度末残高	3,188,148,310 円
平成 30 年度借入高	115,000,000 円
平成 30 年度償還高	374,435,971 円

6 財政健全化に向けた取り組み

- (1) 経常経費の抑制（支払利息等）
- (2) 市町村合併特例事業として受け入れた一般会計からの出資金の活用及び改良事業の計画的な実施
- (3) 上水道高料金対策一般会計補助金及び千葉県市町村水道総合対策事業補助金の活用

7 主要な建設工事について

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 横渚浄水場連絡管布設替工事 | <老朽管布設替工事> |
| (2) 平塚地区配水管布設替工事 | <市町村合併特例事業> |
| (3) 貝渚地区配水管布設替工事 | <市町村合併特例事業> |
| (4) 加茂川中部地区ほ場整備に伴う仮設配管布設工事 | <他事業工事に伴う布設替工事> |
| (5) 内浦地区配水管布設工事 | <建設改良工事> |
| (6) 横渚・保台浄水場監視制御設備更新工事 | <市町村合併特例事業> |
| (7) 御園増圧ポンプ所高圧受変電設備更新工事 | <老朽施設更新工事> |
| (8) 末端給水栓水質監視設備設置工事 | <市町村合併特例事業> |
| (9) 二子地区加圧所タンク更新工事 | <老朽施設更新工事> |

資 料

① 業務量(※金額は消費税抜き)

項 目	単位	平成30年度(A)	平成29年度(B)	増減(A)-(B)
年間総給水量	m ³	5,716,865	5,716,405	460
年間有収水量	m ³	4,249,422	4,281,757	△ 32,335
1日最大給水量	m ³	19,387	18,618	769
1日平均給水量	m ³	15,662	15,661	1
給水収益(水道料金)	円	1,147,330,159	1,154,298,585	△ 6,968,426 ※
供給単価 【1m ³ 当りの売上単価】	円	270.00	269.59	0.41 ※
給水原価 【1m ³ 当りの製造原価】	円	264.29	269.88	△ 5.59 ※

② 浄水場別年間給水量等

(単位: m³)

浄水場等	年 間 給 水 量		1日最大給水量		1日平均給水量
	平成30年度	平成29年度			
横渚浄水場	1,194,352	1,181,096	4,726	(8/14)	3,272
東町浄水場	1,336,106	1,269,638	4,695	(8/15)	3,661
保台浄水場	1,671,700	1,709,580	4,766	(12/31)	4,580
江見浄水場	0	0	0		0
奥谷浄水場	400,942	400,315	1,522	(12/31)	1,098
坂本浄水場	0	0	0		0
清澄浄水場	13,720	17,214	62	(8/6)	38
高鶴配水場	398,580	371,953	1,363	(12/31)	1,092
石上配水場	701,465	766,609	2,890	(8/14)	1,922
計	5,716,865	5,716,405	19,387	(8/14)	15,662

(注) 1. ()内の数字は、月日を示す。

2. 1日平均給水量は、年間給水量を365日で除した数値を示す。

3. 1日最大給水量の各浄水場等の数値は、それぞれの浄水場での最大値を示す。

③ 収益的収入及び支出の決算状況(消費税抜き)

(単位:円)

区 分		平成30年度(A)	平成29年度(B)	比較増減(A)-(B)	
				増減(A)-(B)	増減率%
収 入	営業収益	1,168,181,474	1,168,117,273	64,201	0.0
	うち給水収益	1,147,330,159	1,154,298,585	△ 6,968,426	△ 0.6
	うち受託工事収益	6,647,409	2,677,667	3,969,742	148.3
	営業外収益	321,477,541	522,427,646	△ 200,950,105	△ 38.5
	うち他会計補助金	80,243,000	185,527,000	△ 105,284,000	△ 56.7
	うち県補助金	73,550,000	174,127,000	△ 100,577,000	△ 57.8
	うち長期前受金戻入	136,484,377	136,887,554	△ 403,177	△ 0.3
	計	1,489,659,015	1,690,544,919	△ 200,885,904	△ 11.9
支 出	営業費用	1,175,186,754	1,192,776,716	△ 17,589,962	△ 1.5
	うち受託工事費	6,453,796	2,599,681	3,854,115	148.3
	うち減価償却費等	431,437,950	451,356,500	△ 19,918,550	△ 4.4
	営業外費用	90,821,083	102,258,471	△ 11,437,388	△ 11.2
	うち支払利息	90,340,764	102,044,692	△ 11,703,928	△ 11.5
	特別損失	0	0	0	—
	計	1,266,007,837	1,295,035,187	△ 29,027,350	△ 2.2
純 利 益		223,651,178	395,509,732	△ 171,858,554	△ 43.5

④ 資本的収入及び支出の決算状況(消費税込み)

(単位:円)

区 分		平成30年度(A)	平成29年度(B)	比較増減(A)-(B)	
				増減(A)-(B)	増減率%
収 入	企業債	115,000,000	60,000,000	55,000,000	91.7
	負担金	15,300,000	1,127,520	14,172,480	1,257.0
	出資金	153,752,000	99,236,000	54,516,000	54.9
	計	284,052,000	160,363,520	123,688,480	77.1
支 出	建設改良事業費	466,841,145	227,557,522	239,283,623	105.2
	企業債償還金	374,435,971	356,457,235	17,978,736	5.0
	計	841,277,116	584,014,757	257,262,359	44.1
収 支 差		△ 557,225,116	△ 423,651,237	△ 133,573,879	31.5

平成30年度鴨川市水道事業会計 資金不足比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標)

目 次

○資金不足比率について及び算定方法	1
○財政健全化法について及び財政指標について	2
○資金不足比率について	3
○資金不足比率算定表	4

1 資金不足比率の公表等（水道事業）

① 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第22条による公表等の指標です。

- ・ 資金不足比率 →（資金が不足している状態には該当しません。）
- ・ 資金不足額 →（資産が多いので資金不足額は該当ありません。）

資金不足額は発生しておらず、経営状態は健全段階です。

② 資金不足比率の算出方法

資金不足比率＝資金不足額÷事業の規模

資金不足額＝A流動負債等－B流動資産等（－C解消可能資金不足額）

単位 千円

A	流動負債等 [a - b - c]	226,655
	a 流動負債	613,640
	b 控除企業債等	375,945
	c 控除引当金等	11,040
B	流動資産等 [a + b]	1,612,871
	a 流動資産	1,611,171
	b 貸倒引当金	1,700
C	解消可能資金不足額	0
D	事業の規模	1,161,534

資金不足額A－B（－C）	△1,386,216
--------------	------------

上記数値がマイナスということで、資金不足額は該当なし。

従って、資金不足比率は該当なしとなります。

※ 資金不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額。

（この数値がマイナスの場合は資金が不足していないという意味です。）

※ 流動資産とは、現金預金など原則として1年以内に現金化される債権。

流動負債とは、未払金など1年以内に償還しなければならない債務。

事業の規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額。

※ 控除企業債等とは、流動負債に計上されている企業債、他会計からの長期借入金のうち建設改良費等に充てるための額。

控除引当金等とは、流動負債に計上されている引当金の額

貸倒引当金とは、未収金等の金銭債権の将来の貸倒れに備えて設定する引当金。

※ 資金不足比率が20%以上（早期健全化基準）になった場合、経営健全化計画を策定し、議会の議決が必要で、外部監査も義務づけられることになります。

2. 財政健全化法について

① 成立の経緯

平成 18 年 6 月に北海道夕張市が財政再建特措法に基づく再建に向けて取り組むことを表明して以来、従来の法制度における課題が明らかになったため、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、新しい財政指標の公表は平成 19 年度決算分から、また財政健全化計画の策定等は平成 20 年度決算分から義務付けられることになりました。

※「従来の法制度における課題」について

- ・ 分かりやすい財政情報の開示等が不十分であった
- ・ 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がなかった
- ・ 普通会計を中心にした収支の指標のみで、負債等の財政状況に課題があったとしても対象とならなかった
- ・ 公営企業にも早期是正機能がなかった

財政健全化法では、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることとされています。

3. 新しい財政指標（健全化判断比率）について

	市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
● 資金不足比率（公営企業）		20%	-
・ 実質赤字比率	11.25～15%		20%
	(標準財政規模に応じて)		
・ 連結実質赤字比率	16.25～20%		30%
	(標準財政規模に応じて)		
・ 実質公債費比率	25%		35%
・ 将来負担比率	350%		-

＜参考＞「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の抜粋
(資金不足比率の公表等)

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

平成30年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について

1 資金不足比率

比率名	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—(%) (該当なし)	20.00(%)

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項による)

2 資金不足比率の算定について

ア 資金の不足額 [該当なし]	÷	イ 事業の規模 [1,161,534 千円]	×100=	該当なし (%)
--------------------	---	---------------------------	-------	----------

ア 資金の不足額

流動負債等 [226,655 千円]	－	流動資産等 [1,612,871 千円]	＝	△1,386,216 千円
-----------------------	---	-------------------------	---	---------------

※ 上記の算式数値が正の値のみ資金の不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。

イ 事業の規模

営業収益 [1,168,181 千円]	－	受託工事収益 [6,647 千円]	＝	1,161,534 千円
------------------------	---	----------------------	---	--------------

平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率

都道府県名	千葉県	<資金不足比率算定表>	算定時点	平成31年3月31日現在
市町村名	鴨川市			

(単位:千円)

項	目	数 値 等	備 考
地方公営企業法適用区分		法適用企業	
宅地造成事業区分		宅地造成事業以外	
特別会計・事業区分		水道事業	
(1)	a-b-c-d-e-f (-g)	226,655	
	流動負債 a	613,640	
	控除企業債等 b	375,945	
	控除未払金等 c	0	
	控除額 d	0	
	控除引当金等 e	11,040	
	PFI建設事業費等 f	0	
	土地前受金 g		宅地造成事業のみ記入(該当なし)
(2)	算入地方債の現在高	0	
(3)	h-i-j+k (-l)	1,612,871	
	流動資産 h	1,611,171	
	控除財源 i	0	
	控除額 j	0	
	貸倒引当金 k	1,700	
	土地評価差額 l		宅地造成事業のみ記入(該当なし)
(4)	地方債残高		"
(5)	長期借入金		"
(6)	令第3条第1項の額・令第4条の額 (1)+(2)-(3)	△ 1,386,216	資金不足の場合は正の値となる
(7)	解消可能資金不足額	0	
(8)	資金不足額・剰余額 ※1 (6)-(7)	1,386,216	資金不足の場合は負の値で表示
(9)	企業ごとの資金不足額・剰余額 ※1	—	該当なし
(10)	営業収益の額－受託工事収益の額	1,161,534	
	うち指定管理者利用料金	0	指定管理者制度未導入
(11)	資本+負債		宅地造成事業のみ記入(該当なし)
(12)	事業の規模	1,161,534	営業収益の額－受託工事収益の額
	・資金不足比率((9)/(12),%)	—	該当なし

注:本表中「令」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」のことをいう。

※1・・・(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

令和元年度
第2回鴨川市水道事業運営委員会資料

令和元年8月9日
鴨川市水道局

目次

議案説明資料

議案 1	鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案 2	平成 30 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	3
報告 1	平成 30 年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について	5
報告資料	県内水道の統合・広域化の進捗状況について	6

議案説明資料

議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

平成 30 年 12 月 12 日に公布された水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）が令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者について 5 年ごとに指定の更新を受けなければならないこととされたため、その更新に係る手数料を定めるため、及びその他条文の整備を行うため、鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求めるものである。

2 制度

指定給水装置工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定する制度である。

この制度では、水道法に定める指定基準のもとで水道事業者が給水装置工事事業者を指定するとともに、国家資格者である給水装置工事主任技術者により適正な給水装置工事の施行の確保を図ることとしている。

なお、水道法では、指定の基準に加え、指定の申請や変更の届出等の手続きに関する事項、指定給水装置工事事業者の遵守事項、指定の取消しに関する事項などを定めている。

3 更新制の導入の目的

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題があった。

こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5 年ごとの更新制が導入された。

指定の更新の際には、水道事業者は、当該指定給水装置工事事業者が指定基準に規定される要件を満たしているかを改めて確認する。

4 関係法令

水道法

「水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）」

（給水装置工事）

第 16 条の 2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

（略）

（指定の基準）

第 25 条の 3 水道事業者は、第 16 条の 2 第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれかにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

1 事業所ごとに、第 25 条の 4 第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

（略）

（指定の更新）

第 25 条の 3 の 2 第 16 条の 2 第 1 項の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされていないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前 2 条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

（指定の取消し）

第 25 条の 10 水道事業者は、指定給水工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。

1 第 25 条の 3 第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

（略）

地方自治法

（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

（略）

水道法施行令

第 4 条（法第 11 条第 2 項に規定する給水人口の基準）新設

議案 2 平成 30 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

1 概要

平成 30 年度鴨川市水道事業会計利益の処分について、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、平成 30 年度鴨川市水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるものである。

2 関係法令

(1) 地方公営企業法(抜粋)

ア 決算

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会(同条第 6 項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 第 1 項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

イ 剰余金の処分等

(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

ウ 経営の基本原則（第 30 条第 3 項に規定）

（経営の基本原則）

第 3 条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（2）地方公営企業法施行令（抜粋）

（決算に併せて提出すべき書類）

第 23 条 法第 30 条第 1 項 の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第 6 項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

（特定目的の積立金）

第 24 条 法第 32 条第 2 項 の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた積立金をその目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならない。

（3）鴨川市水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（利益の処分及び積立金の取崩し）

第 4 条 法第 32 条第 2 項に規定する毎事業年度生じた利益の処分は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法により行う。

(1) 事業年度末日において企業債を有する場合 法第 32 条第 1 項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（当該欠損金がない場合にあっては、利益の額。以下「欠損金補填残額」という。）の 20 分の 1 を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金を控除した額が欠損金補填残額の 20 分の 1 に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法

(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の方法により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 欠損金補填残額の 20 分の 1 を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、欠損金補填残額の 20 分の 1 から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める目的のため積み立てるものとし、その目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて議会の議決を経た場合は、この限りでない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的

報告 1 平成 30 年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について

1 概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。

2 関係法令

（1）地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

3 第 3 条第 2 項から第 7 項までの規定は、資金不足比率について準用する。

（経営健全化計画）

第 23 条 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析
- （2）計画期間
- （3）経営の健全化の基本方針
- （4）資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
- （5）各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画
- （6）各年度ごとの資金不足比率の見通し
- （7）前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

（2）地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（抜粋）

（経営健全化基準）

第 19 条 法第 23 条第 1 項に規定する政令で定める数値は、5 分の 1（公営競技を行う法適用企業にあつては、零）とする。

報告資料

県内水道の統合・広域化の進捗状況について

1 用水供給事業の統合について

事務局：千葉県総合企画部水政課

令和元年 7 月 10 日 九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に係る意見交換会
(検討内容：本年度から地方財政措置の拡充を踏まえた統合の影響)

2 夷隅・安房地域末端給水事業の統合について

事務局：南房総広域水道企業団

令和元年 5 月 10 日 第 13 回「作業部会」
(検討内容：国の地方財政（交付税）措置の拡充に係る財政シミュレーション)

令和元年 5 月 21 日 第 12 回「南房総地域末端給水事業統合研究会」
(検討内容：国の地方財政（交付税）措置の拡充に係る財政シミュレーション、今後の進め方)